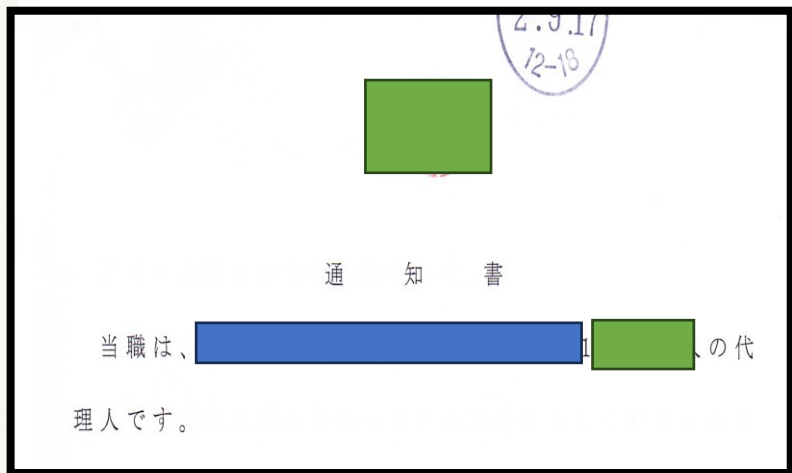
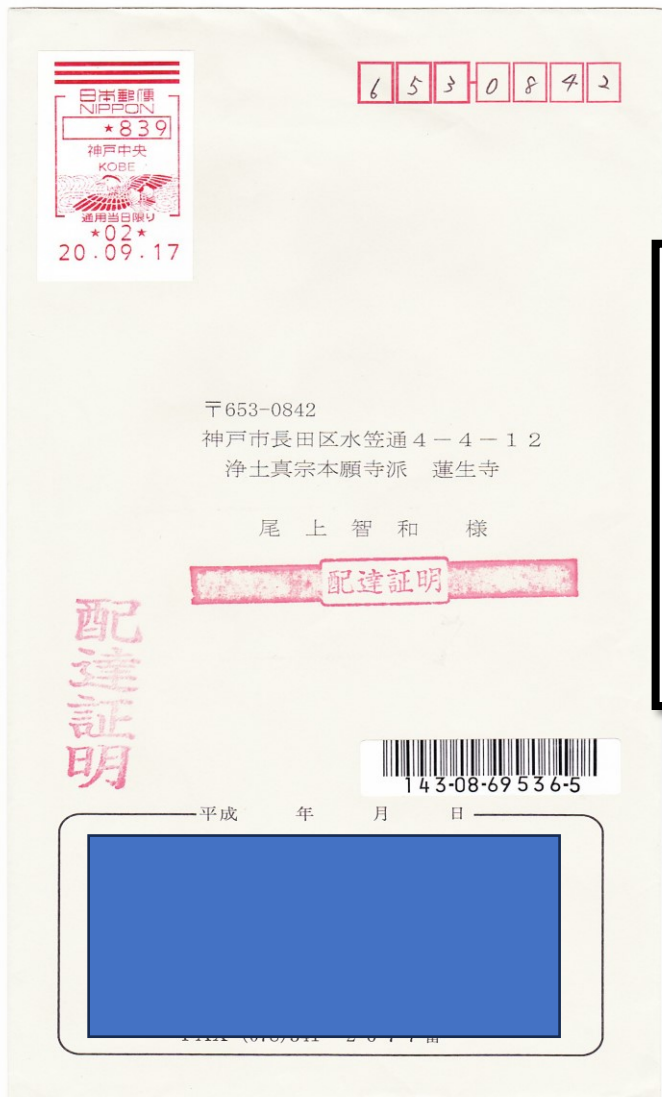


2024年11月に、蓮生寺の門徒方に届けさせていただいた、先代の方々に関わる最終章の寺報です。門徒方には、説明責任が必要なために、【          】のマークはありませんが、インターネット上では、個人情報保護として、こちらのマーク【          】を、付けさせていただきます。こちらのページの目的は、先代の方々との縁があったけれども、阪神淡路大震災以降に、長田の地を離れなければならなくなった方々に於いて、先代と蓮生寺の関わりが無くなってしまったことと、その経緯を、少しでも感じていただくことが目的です。

この問題に対して、蓮生寺として、3年5ヶ月間、覚悟を持って向き合いました。残念ではありましたが、その結果、このようになりました。相手の方々の個人情報も守りながら、説明をさせていただきます。次のページからですが、寺報としては、話の途中です。それは、ネット上の危険より、この形を取らせていただいています。やはり、実際に蓮生寺が受け取った物を見なければ、デマとなり、先代方の名誉をいたずらに傷つけることとなりますので、個人情報を可能な限り、守った形で、実際のものを出させていただきます。

8 平成32年(令和2年) 世の中は、コロナ禍・パンデミックへ



- 郵送元 → [redacted]氏の代理人、日本弁護士連盟 副会長の弁護士事務所
- 内容 → [redacted]
- その他 → [redacted]氏は、この通知書を蓮生寺に届ける1ヶ月以上前の、8月上旬に、蓮生寺の税理士様に内密に電話し、蓮生寺の役員名簿を聞き出していました。蓮生寺に法廷闘争を仕掛け、確実に勝つために、余念が無かったことが、確認できています。しかし、僧侶のすることではありません



## 9 残念な、通知書が届きましたが、蓮生寺として、どうすべきか？

金銭を要求された側は、蓮生寺ですので、蓮生寺の出せる選択肢は2つです。

- ① 氏の言う通りに、蓮生寺が無くなっても、氏のために蓮生寺の寺財を出し続ける
- ② 氏の言う通りにしない。つまりは、蓮生寺として不本意ではあるが、蓮生寺として初めて、弁護士様に依頼して、氏の通知書から、蓮生寺を守っていただくように、対応すべきか？

そしてこの時、門徒総代・責任役員の回答は、即決で②でした。この状況でも、氏方に立ち向かう勇

くない状況でしたが、「家方と、対峙することは、不本意ではあるけれども、蓮生寺を守るためには、対峙することも、やむを得ない。法的な圧力に屈せず、がんばりましょう」と、3年5ヶ月も、ともにがんばっていた方々が、現在の蓮生寺の総代様であり、役員様です。このことが、判決文にも「有効な手続きによって、その打ち切りが決定されている」という一文が書かれており、私は嬉しかったです

## 10 蓮生寺が、通知書にも屈しなかったことから、次の矢が飛んできます 先の通知書が、令和2年9月でした。次の矢は、令和3年11月30日でした



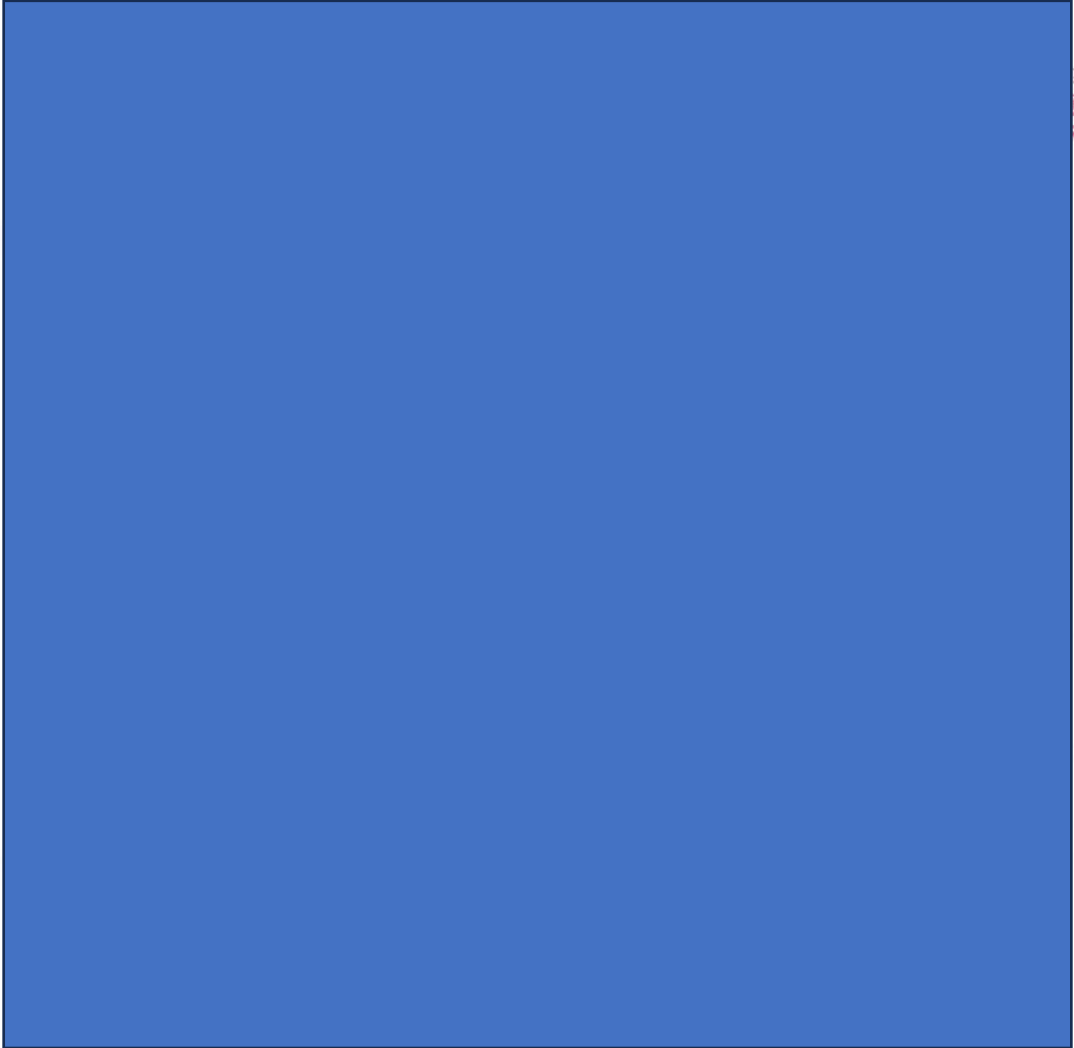
副



訴 状

令和3年11月30日

神戸地方裁判所 御中



役員会決議に基づく金銭支払請求事件

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対して、金[ ]万円並びに、これに対する本訴状送達の日翌日から完済に至るまで、年3%の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。  
との判決並びに仮執行宣言を求める。



「金[ ]万円」というのは、[ ]氏が、通知書を送ってこられたことで、毎月[ ]万円を止めざるを得なくなり、そこから、裁判を起こしてこられるまでの、15ヶ月分の金額を請求されました。原告は、当時79歳であった、[ ]氏ではなく、当時85歳であった、[ ]氏です。この文書があることで、蓮生寺が、対外的な場面に於いて、[ ]氏の説明を求められた場合の解答が、「[ ]氏は、79歳で、蓮生寺住職を退任した後、85歳で蓮生寺を訴えた原告になりました。そして、裁判を起こした原告のまま、86歳で亡くなりました。つまり、蓮生寺とは、[ ]氏が裁判を起こした令和3年(2021年)をもって、蓮生寺との関わりが、無くなりました」と、伝え続けることとなります。残念なことでした



**11 「契約書の通りに、[ ]家に支払え」という裁判です。正確には、「契約書の内容を、蓮生寺が勝手に止めたことが違法だ」ということを、訴えられました**

■ この度の裁判での、[ ]方の主張

【[ ]側の主張①】 [ ]氏が作った用紙は、正式な契約書である

【[ ]側の主張②】 [ ]が、蓮生寺の役員なのだから、止めるには、役員の許可が必要のはず

【つまりは①②を足しますと】 契約書は、自分達で作っており、また、蓮生寺の役員名簿も [ ]入手している。よって、身勝手な「毎月25万円が払えない」は違法。[ ]に払い続けるべき

**12 訴状が届き、蓮生寺は2つの選択肢から1つを、選ばなくてなりません**

① [ ]に屈して、この通りに支払うか？

② 法的にも、[ ]家は間違っており、蓮生寺は正しいので、払えないものは払えない

蓮生寺は、この時も即決で②を選択しました。[ ]家に屈せずがんばろうと

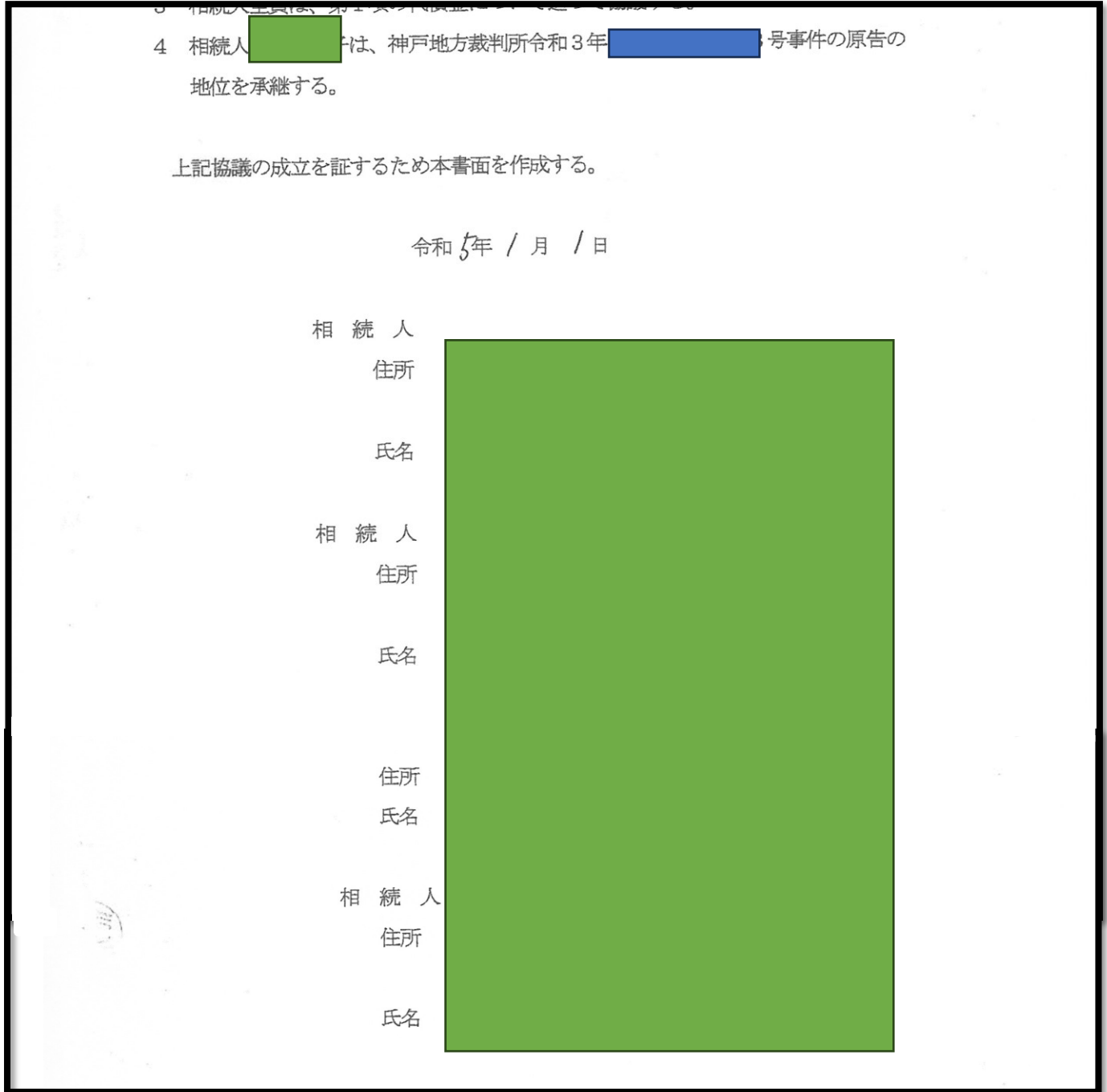
**13 訴状を送ってきた時の [ ]氏は85歳でした。人生最後が「原告」**

令和3年に訴状が届いていますが、翌年の令和4年11月頃に、[ ]氏は、原告の立場を降りました。当時、弁護士様経由で知りましたが、蓮生寺に、金銭請求の裁判を起こしている原告のまま、亡くなったとのことでした。そして、私は裁判の素人ですので、これで裁判も終わるかと思いましたが、

**14 令和5年1月1日、[ ]、[ ]が、新しい原告になって「裁判を続ける」とのことでした**

お正月から、何をしているものだと、色々と残念になりましたが、[ ]と、ご本人が、必要書類に署名・捺印をされ、裁判所に提出し、[ ]氏が、正式に原告に就任しました。その後は、裁判でも、証人尋問の要求や、本願寺に調査を要求してくるなど、原告として立派に活躍されていました

**15**           様も、同じような目に遭っていたのだと、少し感じていただける文書かと思います。最初は、表には出てこないけれど、          方の主張を、強引に押し進めてくる感じが、ここにも表れています



実際に、こちらの書面と、印鑑証明を裁判所に提出し、          氏が亡くなった後でも、          方として、裁判を継続すると、蓮生寺は聞くこととなり、再び、蓮生寺を守らなければならなくなりました。なぜ、続ける？蓮生寺もコロナ禍で苦境の中、そこまでして          家方は、何を求めるのか？僧侶として、お寺と関わった者達として、とてもではないですが、受け入れることが出来ない行動でした。そして、この年に、原告の          氏の要求で、本願寺への資料請求や、証人尋問も要求され、翌年2月に判決がでました

令和6年2月7日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和3年 [redacted] 役員会決議に基づく金銭支払請求事件

口頭弁論終結日 令和5年11月22日

判 決

5

原 告

亡 [redacted] 訴訟承継人

同訴訟代理人弁護士

[redacted]

神戸市長田区水笠通四丁目4番12号

10

被 告

蓮 生 寺

同代表者代表役員

尾 上 智 和

同訴訟代理人弁護士

同

主 文

15

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

20

被告は、原告に対し、[redacted]万円及びこれに対する令和3年12月9日から支  
払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

25

1 事案の概要

本件は、被告の前住職であった [redacted] (以下 [redacted] という。) の地位を  
承継した原告が、被告に対し、平成26年12月3日に開催された被告の責任  
役員会議において、被告が [redacted] に対し平成27年1月から月額 [redacted] 万円を支給  
する旨の決議 (以下「本件支給決議」という。) がされたとして、同決議に基



(4) なお、念のため付言すると、          に対する毎月      万円の支給については、本件支給決議という被告の意思決定が存在するのみで、その法的性質がそもそも明らかでない中で、約5年半にわたって支給が続けられており、上記認定説示したとおり、被告において、有効な手続によってその打ち切りが決定されていることを踏まえれば、なおのこと、弘宣及びこれを承継した原告について毎月の支給を請求する法的権利を認めることはできない。

2 よって、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり、判決する。

神戸地方裁判所

## 17 蓮生寺の正当性が、法的にも、認められました

【**側**の主張①】メモではなく、契約書 → 【判決】契約書ではなく、メモ

【**側**の主張②】**側**が、蓮生寺の役員 → 【判決】**側**の誰も、蓮生寺の役員ではない

①	法的性質がない中で、約5年半にわたって、支給が続けられていた
②	<b>側</b> 氏 及び <b>側</b> 氏については、請求する権利はない
③	よって、原告の請求を棄却とする

このように、終わりを迎えました。そして、ここでもまた、選択肢が2つ、作られました

## 18 「法的性質がない中で、約5年半にわたって、支給が続けられていた」

すなわち、これまでの裁判で、攻めに攻められたことから、相手方の個人情報まで、蓮生寺は特定できています。単純に考えれば、次は蓮生寺が裁判を起こせば、取り返せるということです。

- ① **側**氏が原告、**側**も、裁判に関わったことから、この者達を訴えて、  
寺財を取り返す
- ② 蓮生寺は、お寺です。**側**様のご両親も、グッと耐えたように、お寺らしく、  
裁判など争いをしない。平和的解決を目指しましょう

この2択になりましたが、前回の寺報の通り、蓮生寺として、②を選択します  
ただし、再び、**側**家方が、蓮生寺の法務の妨害を行った時は、①を選びます

判決(2月)から現在までの間に、ここの対応について、沢山のお声をいただきました。「**側**家の逃げ得を許してはならない」「お金を取り返すべき」「金額にして、数千万円になります」確かに、私も思うこともあります。しかしここは、グッとこらえて、蓮生寺はまだ、裁判を起こされただけであって、裁判を起こしていません。まだ、お寺という本来の姿に戻ることができるチャンスでもあります。もちろん、蓮生寺の寺財は、ボロボロにされたままです。それでも「裁判を起こしたお寺」「裁判を起こしているお寺」という姿になってしまえば、「平和なお寺」「安心できるお寺」「裁判などを起こしたことが無いお寺」という姿に、戻ることができなくなります。それより何より、**側**耐えておられます。その姿こそ、仏教であり、仏教寺院として、忘れてはいけない姿であると、教えられるものです。もし、**側**家方が、自らの意思で、蓮生寺に対して、寺財の返還を行う意思や、蓮生寺の未来をともに願っていただく場合は、こちらをお使いください。しっかりと形に残り、明るい話は、寺報でもお伝えできるので、もしよろしければ

【**側**方限定 法的に明らかではなかった分のご返金を希望される際は、こちらまで。完全任意です】

浄土真宗本願寺派 蓮生寺(ゆうちょ口座番号)00990-4-237262

## ■ 蓮生寺の掲示板に3ヶ月以上、掲示されている実際の掲示物となっています

### 【 2020年8月の蓮生寺と、2024年8月の蓮生寺の違いについて 】

今現在、宗教法人「蓮生寺」に、僧侶の資格を登録している僧侶、 <span style="background-color: #92d050;">                    </span> 氏(蓮生寺元住職)と、その実弟 <span style="background-color: #92d050;">                    </span> 氏の僧侶活動について		
	2020年8月	2024年8月
上記2名は、蓮生寺に、僧侶の籍を置いている僧侶である	○	○
上記2名の、蓮生寺の僧侶としての活動を、蓮生寺として認めている	○	X
上記2名は、裁判所でも認められる、宗教法人【蓮生寺】の役員である	X	X
上記2名ともに、「僧侶」として進むべき道は2つである ① 僧侶の免許にこだわらない場合は、僧侶の籍(免許)を、本願寺へ返納し、僧侶としての登録を外れ、一般の方として生きていくこと ② 僧侶のままで生きたい場合は、僧侶の籍を、他のお寺に置いてもらい、蓮生寺以外の寺院に所属する僧侶として生きていくこと	—	○
蓮生寺に所属している限り、蓮生寺として、僧侶活動を認めることはない	X	○
<b>上記、2名のご親族様を対象とした話になります</b>		
宗教法人「蓮生寺」の総代もしくは、役員に入っている	○	X
蓮生寺として、この方々と、会う機会を作ることが、これからある	○	X
蓮生寺と、この方々との約束・契約がある。また、今後、和解がある	○	X
蓮生寺に対して、仏事の申し入れがあれば、受け入れる	○	X
今後、連絡を取り合うことは、一切ありません	X	○

### 【 この4年の間、上記の者達が、蓮生寺に対して起こした、おおまかな出来事 】

①	2020年 9月	<span style="background-color: #92d050;">                    </span> 氏	蓮生寺との対話を一方的に断ち切り、弁護士様を立て、「兄の生涯の面倒を見るよう」要求する通知書を作成し、蓮生寺に送付する
②	2021年11月	<span style="background-color: #92d050;">                    </span> 氏	蓮生寺の寺財を請求する「金銭請求事件」裁判を起こす
③	2022年11月	<span style="background-color: #92d050;">                    </span> 氏	約1年間、原告として、蓮生寺に関わった末、原告の立場を退く
④	2023年 1月	<span style="background-color: #92d050;">                    </span>	<span style="background-color: #92d050;">                    </span> による申請の末、裁判の原告の立場を引き継ぐ
⑤	2023年11月	<span style="background-color: #92d050;">                    </span>	裁判は継続され、証人尋問が行われる。蓮生寺への金銭請求は続く
⑥	2024年 2月	判決・確定	請求の棄却（蓮生寺が、一方的に訴えられた裁判を守った形です）
⑦	2024年 5月	通知書送付	蓮生寺から、上記の僧侶に対し「蓮生寺の僧侶として、活動を認めない」と、弁護士事務所を通し、正式に通達が完了

ようやく、全てが終わり、皆様に説明ができる段階となりました。しかしこれまで通り、引き続き9月予定の寺報でも、改めて説明をさせていただきますので、ご安心ください。それら今回は、長年、信用をしていただいた方々が、蓮生寺を存続させない行為、すなわち、皆様方の信用を裏切る行為を、3年5ヶ月の間、継続して行われたことです。

その行為に対し、蓮生寺として、決断が必要となりました。そのように、蓮生寺として、コロナ前とは、内部が変わりましたが、再び信用していただける寺院として、これからの未来を精進してまいります。

合掌 蓮生寺住職 尾上智和



## 19 お寺は、地域の方々の願いがあつてこそ。すなわち、説明責任が必要

6月の寺報でも、お伝えさせていただいた通り、お寺というのは、地域の方々の願いというものが、第一です。今回は、お寺の護持・繁栄とは、反対のことが起きていました。そのことで、地域の方にも、信じていただいた僧侶と、今後、会えなくなる、もしくは、お寺として、取り次ぐことができなくなることを、説明責任として、果たしていくことが重要であると考え、掲示板にて、伝えさせていただきました

## 20 掲示板には、5月までとなっていますが、その後を追加いたします

①	2020年 9月	氏	蓮生寺との対話を一方的に断ち切り、弁護士様を立て、「兄の生涯の面倒を見るよう」要求する通知書を作成し、蓮生寺に送付する
②	2021年11月	氏	蓮生寺の寺財を請求する「金銭請求事件」裁判を起こす
③	2022年11月	氏	約1年間、原告として、蓮生寺に関わった末、原告の立場を退く
④	2023年 1月		全員による申請の末、裁判の原告の立場を引き継ぐ
⑤	2023年11月		裁判は継続され、証人尋問が行われる。蓮生寺への金銭請求は続く
⑥	2024年 2月	判決・確定	請求の棄却（蓮生寺が、一方的に訴えられた裁判を守った形です）
⑦	2024年 5月	通知書送付	蓮生寺から、上記の僧侶に対し「蓮生寺の僧侶として、活動を認めない」と、弁護士事務所を通し、正式に通達が完了
⑧	6月	全体	の仏事をやっている寺院と
⑨	9月	様	させていただきました
⑩	10月	氏	氏と、蓮生寺の関係終了を伝達」
⑪	10月	氏	死亡届の提出
⑫	11月	この度の寺報	この度の寺報です。全ての説明を終えます

これらの出来事は、全国的にも見ても、ほぼ、無いような出来事でした。僧侶と、前住職が、通知書に裁判を起こして、お寺のお金を要求することは、事件と言っても、過言ではありません。しかも、日本弁護士連盟の副会長を用意し、多くの親族も加わり、途中で取り下げることなく、また、和解を申し込んでこられることなく、最後の最後まで敵対関係を作り、金銭請求を行い続けた行為は、お寺として見た時に、一族様としての、受け入れが出来なくなって、当然のことであると考え、関係を終了せざるを得なくなりました。

たれば、ですが、23年前に、誠意ある謝罪は当たり前ですが、その上で、蓮生寺からの撤退を、家方が出来ていれば、蓮生寺の信用が、ここまで落ちることなく、また、寺財もここまで、ボロボロにされることなく、蓮生寺は、もっと立派になっています。蓮生寺は23年間、残念な流れを、よく耐えました





ここからは、寺報の通りではありません。蓮生寺が初めての方も、知っておられる方も、この話については、みな驚かれます。私は、**この方々**とは、血縁でもありません。全くの他人であります。この方々は、素晴らしいと思ったので、私は蓮生寺に赴任することを決めました。確かに、「お寺さん」とばかり接していた私からすれば、この方々からは、初対面から2秒ほどで、異質な空気を感じました。異質と言え、響きが悪いのですが、具体的に申しますと、私の言う「お寺さん」とは、「世襲制」「代々のお寺を守る」「親や祖父母が、お寺の住職」「住職同士の親族関係がある」という、ラーメン屋さんで例えれば、「発祥から200年のラーメン屋さんであり、ラーメングループがある」というような、一般的には、想像が難しい状況ですが、お寺業界は今でも、そのような人たちの集まりです。その空気を当たり前と感じていたこともあり、**この方々は**、一般の家庭の方々が、一生懸命に、お寺を護られていたので、私の中では「お寺さんとは、違う空気感だけでも、一つのお寺を、人生を懸けて、守られている姿は、まことの姿である」と、感動しました。そして、もう一つ、願いました。時代が好景気の時は、問題なく、お寺も支えられるのですが、不景気の時や、お寺を退くときに、その見本となる姿が無いことで、トラブルを起こす可能性が、私には見えていました。お寺は、ラーメン屋さんとは違って「基本的には世襲制」つまりは「店長という個人単位ではなく、お寺さんという家族単位」ですので、動き出すエネルギーが大きくなるメリットもあれば「止まる時に止まらない」というデメリットがあります。そして、代々お寺であれば、過去の参考例があったり、グループによって、止めてもらうこともできますが、新規参入の方々であれば、過去の参考例も無ければ、親族のグループもないことから、より、止まることができなくなります。その結果、家族・親族として、お寺の中で、問題を起こしてしまい、仏教界に残れなくなってしまう可能性が出てきてしまいます。それ故、願わくば、終わりを素晴らしいものと出来ることを願っていました。新規参入の方々でも、本当に、人生を懸けておられました。素晴らしいとしか言えません。もし、阪神淡路大震災と、新型コロナウイルスが無ければ、正反対の結果になっています。この2つの大災害に遭ったことで、**蓮生寺の先代の方々**は、どれだけ苦しまれたか。それでも、やはり、平成13年からの【23年間】が、重くのしかかります。平成13年、蓮生寺の衆徒の自死。平成24年の蓮生寺の世代交代をした住職が、4年で退職。のちに、再び、先代方が役員も含め、蓮生寺に戻ってしまう。令和3年に起こり、令和6年に判決が出た、この度の裁判。それら、たとえ、そこにこの方々の直接的な原因が無かったとしても、蓮生寺という寺院の未来を見たときには、縁を続けていくことは、難しい。と、決断せざるを得ず、残念なことでありました。もちろん、蓮生寺として、これらのことを公表することは、何のメリットもありませんが、蓮生寺と縁があった方々に隠すこと、説明しないことだけは避けたいと考え、昔から蓮生寺と縁がある方々に対しての説明として、お伝えさせていただきました。なんまんだぶつ なんまんだぶつ